

平成18年度環境省関係税制改正の結果について

平成17年12月15日(木)
環境省総合環境政策局環境経済課
課長：鎌形 浩史(内線 6260)
補佐：山田 章平(内線 6933)
担当：松本 行央(内線 6264)

平成17年12月15日、平成18年度税制改正の内容が固まった。
環境省関係の主な事項は以下のとおり(詳細は次頁以降)。

【地球温暖化対策及び大気環境保全対策】

自動車の低公害化、低燃費化の促進を図るため、

- ・ 自動車税のグリーン化について軽減対象を重点化した上で延長
- ・ 一定の排出ガス性能を有する低燃費車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置(課税標準を取得価額から30万円控除等)について、対象を重点化した上で延長
- ・ ディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置について、対象を重量車燃費基準を満たし、かつ、排出ガス性能が良いディーゼル車に見直し
- ・ 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車(オフロード車)の固定資産税の軽減措置の創設

バイオマスの活用を促進するため、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を追加

【循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策】

リサイクル施設の整備推進を図るため、再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について延長

廃棄物対策を推進するため、

- ・ 廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について延長
- ・ アスベスト廃棄物処理用設備に係る特例措置を拡充

【環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保】

公害防止対策の推進を図るため、各種公害防止用設備の特別償却制度及び固定資産税の課税標準の特例措置について延長

【検討事項】

環境税については、「検討事項」の冒頭において、

『わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、平成17年4月に京都議定書目標達成計画を閣議決定し、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを開始し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。』とされた。